令和6年度第2回農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和6年5月14日(火) 午後1時30分から午後3時45分
- 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室
- 3. 出席委員 (17名)

会 長	8番	濱	田		香	会長職務代理者	6番	田	渕		緑
委 員	1番	福	田	淳-	一郎	委 員					
"	2番	中	村		精	IJ	13番	藏	内	敏	博
"	3番	山	田	準	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	IJ	14番	石	谷		隆
"						IJ	15番	柳	田	和	廣
"	5番	建	部	憲	<u> </u>	IJ	16番	竹	森		潔
"	7番	小	林	照	美	IJ	17番	福	安		修
"	9番	小	林	光	徳	IJ	18番	岩	永	正	司
"	10番	下	田	義	男	IJ	19番	JII	上	信	温
"	11番	河	毛	早	苗						

4. 欠席委員 (1名)

4番 砂川重雄

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員:10名)

旧	市	Щ	島		忍	河原町	梶	Ш	和	生
邑	美	有	本	知	勝	IJ	大	谷	太	志
//		竹	内	七	郎	佐治町	小	谷		章
せん	だい	有	田		裕	鹿野町	谷	П	和	人
湖	東	Щ	根		美	青谷町	井	上	智	朗
福音	冏	谷	П	泰	彦					

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	8	号	農地利用最適化推進委員の選任について
議案第	9	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	1 0	号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	1 1	号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	1 2	号	非農地証明について
議案第	13	号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	1 4	号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6項の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容 開会:午後1時30分 ただ今から、令和6年度第2回鳥取市農業委員会総会を開会します。 川口局長 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ) まず、定足数の確認ですが、4番 砂川委員は欠席の連絡があり、18名中17名の 川口局長 出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立して いることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に 議長として進行をお願いします。 議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号7番 小林(照)委員、9番 小林(光)委員に お願いします。 それでは、議事に入ります。議案第8号「農地利用最適化推進委員の選任について」 議 長 を議題とします。事務局の説明をお願いします。 事 務 局丨 次の者を農地利用最適化推進委員に任命することについて同意を求めます。 氏名 高田三朗、担当区域 河原、委嘱の日 令和6年5月14日 氏名 花原伸幸、担当区域 青谷、委嘱の日 令和6年5月14日 質疑・意見はございませんか。 議 長 (質疑・意見なし) 議 長 無いようですので、みなさん同意を得たということでよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なしとし、議案第8号「農地利用最適化推進委員の選任について」、原案どおり 議 同意いたしました。 続きまして、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし ます。事務局の説明をお願いします。 事 務 局丨 整理番号7~13番の7件であります。 整理番号7番は、大塚で売買による所有権移転です。 整理番号8番は、鹿野町今市で売買による所有権移転です。 整理番号9番は、杉崎と桜谷で売買による所有権移転ですが、整理番号10番の桜谷 の贈与による所有権移転は、譲受人が同一者ですので、一括して審議をお願いします。 整理番号11番は、桂木で売買による所有権移転。 整理番号12番は、赤子田で贈与による所有権移転。 整理番号13番は、河原町布袋で贈与による所有権移転です。 議 それでは、整理番号7番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員 小林(光)委員の報告をお願いします。 5月8日に山岡推進委員、事務局、私、譲受人、譲渡人で現地確認をいたしました。 小林(光)委員|

現地は、譲渡人が相続して、家族で野菜や花を作付けしていましたが、高齢となり、 どなたか買ってもらえる人がいないか探しておられました。譲受人は申請地の隣に住ん でおられ、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有して、有機栽培に取り組んでお られます。確認事項をチェックいたしましたが、許可に支障は無いと認めますので、よ ろしくお願いいたします。

議 長 質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に移ります。

整理番号7番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。

整理番8号番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。

谷口(和)委員 5月1日に砂川農業委員と譲受人と私の3人で現地確認を行いました。譲渡人の家の 隣で、以前は竹が生えていましたが、伐採して、トウモロコシや茄子を植えておられ、 譲受人としては最適だと思います。道の駅などで販売したい気持ちがあるようですし、 トラクターなどの機械もお持ちなので大丈夫だと思います。

議 長 質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

|議 長| 無いようですので採決に入ります。

整理番号8番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。

整理番号9番、10番を関連ですので一括して審議します。担当推進委員、有本委員 の報告をお願いします。

有 本 委 員 5月1日に私と岩永農業委員、下田農業委員、事務局、申請人の家族4名の8名で現 地確認を行いました。譲受人の住所が国府町内ですので、買ってからほったらかしも困

るので、充分な時間を使って聞きました。譲受人の家族等もきちんと野菜や水稲を作ると話していました。翌日、譲受人が草刈をされていましたので、間違いなく耕作される

と思いましたので、よろしくお願いいたします。

|議 長| 引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。

岩 永 委 員 有本委員が報告のとおりで、三世代でやられるつもりです。畑には柿、栗、大根、ニ ンニク等がすでに植えてあり、今でも頑張って耕作されているようで、問題ないと思い

ますので、よろしくお願いいたします。

議 長 質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。

整理番号9番、10番につきまして、一括して原案どおり許可決定することに異議ご

ざいませんか。

(異議なし)

|議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。

整理番号11番につきまして審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いし

ます。

|有 本 委 員| 申請地は、現状が畑で、鳥工の前です。譲受人の娘さんが家を建てられる残地を畑と

して利用するということです。県道端で草畑にしとくわけにもいかず、畑を作られると思います。行政書士が委任を受けておられたので、現地でいろいろと確認させてもらいましたし、自宅にも耕運機が2台と肥料もたくさんありましたし、近所にも迷惑かからないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。

下田委員 有本委員の報告のとおりで、5条申請の残地となります。現在は畑として利用されていますし、平成13年に売買されて仮登記がされている農地です。チェックシートに照らしても問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。

整理番号11番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号12番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。

有田委員 4月9日の総会審議から取下げされた案件ですが、再度、申請されました。現地確認は3月29日に行ったのですが、譲受人以外の方が玉ねぎやジャガイモなどを植えてあり、行政書士に問い合わせしても曖昧だったので、許可後に誰が作るのか明確でなかったため、取下げに至ったのでした。譲受人夫婦が、今、植えてある作物の収穫が終わったら耕作するという確約書が提出されましたし、自宅から5分ほどで、地域の担い手であるので問題ないと思います。

議 長 引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。

建 部 委 員 譲受人に確認したところ、野菜を栽培して、畑として耕作するということでした。確 約書のとおり間違いなく耕作されると思いますので、申請どおり許可をして問題ないと 思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。

整理番号12番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号13番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。

梶川 委員 譲受人は、親から贈与される土地で、よく整備もされており、問題なく許可すること が妥当だと判断いたしました。

|議 長| 引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。

河 毛 委 員 5月2日に事務局2名、梶川委員、私と譲受人で現地確認を行いました。先ほどの梶川委員の報告のとおりで、問題ありません

|議 長| 質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。

整理番号13番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。

以上で議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。

続きまして議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 整理番号4番の1件でございます。

整理番号4番、申請地は河原町山上、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。

議 長 整理番号4番を審議します。担当推進委員、大谷委員の報告をお願いします。

大 谷 委 員 5月7日に田渕農業委員、私、申請人で現地確認を行いました。申請地は申請人の果 樹園の隣接地で、民家等は無く、隣接地の方からの同意を得ており、チェックシートに 照らし合わせても問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続き、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。

田 渕 委 員 先ほどの大谷推進委員の報告のとおりで、問題ないと考えます。

議 長 質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。

整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議長異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。

以上で議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 整理番号3番から6番と一時転用2番の5件でございます。

整理番号3番、申請地は福部町細川、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。

整理番号4番、申請地は桂木、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。残地部分は第3条申請されています。

整理番号5番、申請地は西円通寺、転用目的は資材置場、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。

整理番号6番、申請地は河原町布袋、転用目的は建築条件付き宅地分譲、農地区分は 第2種農地、許可根拠は集落接続です。

整理番号一時転用2番、申請地は国府町大石、転用目的は仮設現場事務所と資材置場、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用です。

議 長 長 整理番号3番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。

谷口(泰)委員 5月11日に濱田会長、私、貸人、借人で現地確認を行いました。借人は貸人の子どもで、貸借期間は永年となっています。現地は、北側に漁協がありますが、それより北

は海で、南側に住宅があり、その南側はらっきょう畑が広がっています。4年前までは らっきょうを作っていたようですが、今は休耕畑となっており、そこに住宅建築すると のことです。許可後に少し地上げをして、すぐに建築をするとのことで、チェックシー トに照らし合わせても問題ないことを確認いたしました。

議 長 担当農業委員は、私で、谷口推進委員の報告のとおりです。

議 長 質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。

整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号4番を審議します。担当推進委員 有本委員の報告をお願いします。

有本委員 先ほど、第3条申請の時に説明しましたが、譲受人が住宅を建築することを、下田農業委員、事務局、行政書士で確認し、測量も済んでおり何ら問題無い土地でございます。

|議 長||引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。

下田委員 補足することはありません。

|議 長| 質問、意見はありませんか。

蔵 内 委 員 残地は第3条申請とあり、先ほど審議した分を足しても少し違うが、これは何かありますか。

事務局 分筆登記中であり、第3条分と第5条分を足したら、登記簿と少し差があるという状態です。

議 長 質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。

整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号5番を審議します。担当推進委員 竹内委員の報告をお願いします。

竹 内 委 員 5月1日に岩永農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。譲受人は資材置場に 転用する計画です。この土地は鳥取自動車道鳥取南ICの出入口にあり、第3種農地に 該当します。チェックシートで確認し、承認することに問題ないと判断いたしました。

議 長 引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。

岩 永 委 員 竹内推進委員の報告のとおりで何ら問題ありません。

議 長 質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし) |議 長| 無いようですので採決に入ります。

整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議長異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。

整理番号6番を審議します。担当推進委員 梶川委員の報告をお願いします。

梶川委員

申請地は、圃場整備された農地でありますが、周囲は集落に接続していることから、 近年、スーパーやドラッグストアといった商業施設や宅地化が急速に進んでいます。取 得後は宅地分譲をするということで、やむを得ないと判断いたしました。

議 長 引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。

河 毛 委 員 5月2日に梶川推進委員、事務局、私、譲受人で確認しました。先ほどの梶川推進委員の説明のとおりで、何ら問題無いと思います。

議 長 質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。

整理番号6番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議長異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。

整理番号一時転用2番を審議します。担当農業委員 山田委員の報告をお願いします。

山田委員

4月29日に現地確認をしました。これは、昨年の台風7号による災害復旧工事のために現場事務所を設置する一時転用であります。集落より奥で、神社の手前です。大石神社の横に川があり、その土手が壊れております。ここで4、5枚の田んぼを作られており、他は荒れていますが集落の奥ということで、復旧工事をされる予定です。一時転用はやむを得ないと思います。農地復元時に確認をさせていただきたいと思います。

議 長 質問、意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。

整理番号一時転用2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長ストラスの表し、異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。

以上で議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第12号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 整理番号14番から19番までの全部で6件となります。申請地、申請者、事由、現 況につきましては議案書に記載の通りです。

議 長 整理番号14番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。

山根(一)委員 4月29日に申請人に経緯を確認いたしました。申請地は湖山保育園の前で、鳥大が 来た時に月極駐車場にしていたようです。湖山保育園の保護者の送り迎えに利用される ようになったようです。

5月7日に事務局、川上農業委員、私、申請人で現地確認を行いました。駐車場として現在も利用されており、問題無いと思います。

議 長 質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。

整理番号14番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号15番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。

梶川 委員 面積が少なく、形状は三角形で不整形あり、道路からの段差も大きくて、耕うん機も 入れない状態です。圃場整備の調整で、当初から作物は作れずに原野化したものだと考 えられます。非農地と証明しても他に影響は無く、妥当だと判断いたします。

議 長 質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。 整理番号15番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号16番を審議します。担当推進委員、小谷委員の報告をお願いします。

小 谷 委 員 5月8日に事務局2名、福安農業委員、私、申請人の5名で現地確認を行いました。 現地は、30年以上前から耕作をされておらず、原野化されていました。チェックシートの③に該当すると判断します。

議長質疑・意見はございませんか。(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。

整理番号16番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号17番を審議します。担当推進委員、川島委員の報告をお願いします。

川島委員 5月7日に藏内農業委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。現地はコンクリートが打ってあり駐車場として利用されていることを確認いたしました。

議 長 質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。 整理番号17番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし) 議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号18番を審議します。担当推進委員、井上委員の報告をお願いします。

井 上 委 員 5月2日に事務局、竹森農業委員、大石推進委員、私の4名で現地確認を行いました。現在、50年以上前から住宅の一部として利用されており、周りは住宅地。人為的な潰廃地で、転用の事実から20年以上経過し、農地行政も特に支障がないと認められる土地であります。

議 長 質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。 整理番号18番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号19番を審議します。担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。

小林(照)委員 5月2日に私、池本、西村推進委員、事務局、申請人と現地確認を行いました。昨年 の台風で谷川が氾濫して農地に大量の石や土砂が流入、堆積しており、用水路にも流入して、農地へ復旧は困難と判断いたしました。

議 長 質疑・意見はございませんか。(質疑・意見なし)

議

議 長 無いようですので、採決に移ります。 整理番号19番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第12号「非農地証明について」を終了します。

長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 続きまして議案第13号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事 務局の説明をお願いします。

事務局 鳥取市長から、令和6年5月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権を設定しようとするものが、新規が11件、更新が51件、計62件、面積は、田が171, 232㎡で、畑が10, 109㎡、その他が24, 945㎡となっており、計206, 286㎡です

権利種別の内訳は、賃借権44件、使用貸借による権利18件となっています。

議 長 議案第号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。

議案第13号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第14号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題としま す。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。

今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田のみで、40,844㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が9件、使用貸借による権利が16件の合計25件となっています。

農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第5項の要件に照らし合わせたところ、 特に問題は見受けられませんでした。

議 長

一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)

議長

無いようですので、採決に移ります。

議案第14号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。

報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議長

無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度 第2回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後3時45分